

修正案の主な変更点等説明資料

第2回検討会で発言があった計画内容の修正に係る意見

該当章	発言したメンバー	該当箇所	発言内容	検討会における対応
第1章	石渡アドバイザー	ページ上番号4	『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され』の部分がかかりにくいので、『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の一部が改正され』と記載すべき。	文言を修正した。
第1章	大石メンバー	ページ上番号4	国・県の障がい福祉に関する制度について、市民に広く知ってもらうため、時系列にして一覧表で示すべき。	本章の後ろに資料編として、「法令等障がい関連施策の動き」を作成した。
第1章	木本メンバー	ページ上番号10	障がい者という表現について見直しがされるべき。	国の法令に基づく制度などの固有名称等を除いたものについて修正した。
第1章	木本メンバー	ページ上番号10	基本目標の「障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援」について、自己決定の尊重と意思決定の支援を並列で表記するのは違うと思われる。	国の基本指針に揃えた表記となっており、現行のままで進めることとする。
第1章	石渡アドバイザー	ページ上番号10	基本目標の「障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援」について、今は意思決定支援へ移行してきているので、自己決定の尊重を削除してもいいと思う。	
第2章	木村メンバー	ページ上番号12	精神障がいを含めた障がいのある人等の今後の推計を示してもらいたい。	ページ上番号22に推計を作成した。

第2章	大石メンバー	ページ上番号 12	医療的ケア児や発達障がい児が増えてきている中で、逗子市の障がい児の現状を分かるようにしてもらいたい。	障害者自立支援法では18歳未満について障がい児と定義されるため、17歳までとする障がい児の件数と18歳～64歳、65歳以上、75歳以上の件数で再作成した。
第2章	大石メンバー	ページ上番号 12	現在は65歳をもはや高齢とは言えないと考えており、後期高齢者も75歳という枠組みであるため、高齢における障がいのニーズを考えると65歳と切りはなして考えるべき。	
第2章	石渡アドバイザー	ページ上番号 12	各法の枠組みにおいて、65歳という区切りは存在するため、後期高齢者と分けるのであれば、2つ欄をつくるべき。	
第3章	木本メンバー	ページ上番号 31	重度障害者等包括支援について、実績と見込量が0となっているが、その根拠を記載すべき。(実態についても確認)	実績と見込量の根拠を記載した。
第3章	木村メンバー	ページ上番号 35 ページ上番号 42 ページ上番号 45	計画相談のサービス件数だけでなく、従事者や事業所の確保に関する情報を記載すべき。	計画相談支援及び障害児相談支援の項目に事業者数を追加し、相談支援事業の項目に事業者数に加え、相談員数と一人当たりの対象者数を追加した。
第3章	木本メンバー	ページ上番号 45	計画相談事業所の人員体制について表現すべき。全体件数から一人あたりの件数を出す形が表現しやすいと思う。	

第2回検討会で発言があった今後の事業推進の参考とする意見

該当章	発言したメンバー	該当箇所	発言内容
第1章	大石メンバー	ページ上番号4	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例は障がい当事者の団体の育成の部分に関わるものであり、当事者の目線の推進をきちんと行うためには、エンパワーメントの趣旨のもとに当事者団体の育成が大事である。
第1章	大石メンバー	ページ上番号6	計画の位置づけを示した図において、市の関連する行政計画に記載したもの以外に障がい者の生活が重要だと思うので、自身の住みやすい地域の中で安心して暮らしていけるように考えてもらいたい。
第1章	大石メンバー	ページ上番号8	障がい当事者の目線の考え方にに基づき、当事者の団体をどう定義付けするのか、障がい当事者の意見をどう吸い上げていくか、そろそろ見直しの時期が来ていると思う。
第1章	木本メンバー	ページ上番号8	検討会における当事者団体の定義がないのであれば、精神障がいの方が出席を表明した時に検討会のメンバーに入れるようにしてもらいたい。
第1章	牛尾メンバー	ページ上番号8	検討会の公募市民について、広く窓口を開け、当事者がもっと参加できる機会を持ってもらいたい。
第1章	中野メンバー	ページ上番号8	当事者本人が会議に出ることは大変だが、体験をさせることが大事で、当事者の意見を出せる場が与えられることが重要である。
第2章	小野口メンバー	ページ上番号12	グラフや表の方が人口のボリュームや推移がしっかり伝えられるため、作成するのが望ましい。
第3章	大石メンバー	ページ上番号44	当事者目線で考えるとエンパワーメントの観点からも障がいのある人が社会に貢献していくという形を今後発展させてもらいたい。
第3章	木本メンバー	ページ上番号44	ふれあいフェスティバル in ずしについて、市民への啓発理解を進めるために福祉団体や関係機関だけで実施するのではなく、他のイベントなどと連携し、障がいについて知ってもらう機会を作っていってもらいたい。

第3章	木本メンバー	ページ上番号 48	要約筆記事業では対応できない聴覚・音声機能、言語機能でない方のビデオ学習等に対する課題やニーズに対する具体的な方策について示せるといいと思う。
第3章	石渡アドバイザー	ページ上番号 48	失語症意思疎通支援など音が聞こえない方への対応とは異なるコミュニケーションスキルを用いた支援が増えてきており、逗子でもそういった支援者の養成をしていけるとよい。
第3章	木本メンバー	ページ上番号 49	移動支援の支援人材が不足しており、精神障がいの方が利用できない状況にあることを理解してもらいたい。
第3章	木本メンバー	ページ上番号 51	精神障がいにより集中することが難しく、新聞や本を読むことができない方は、広報紙へのアクセシビリティも難しいと思うため、声の広報などを広く活用できればと思う。

その他大きな変更箇所

該当箇所	変更内容
ページ上番号 2	目次を作成した。
ページ上番号 8	パブリックコメントに関して、実施方法・意見募集期間を追加した。
ページ上番号 12～22	各数値に対して、グラフを作成した。
ページ上番号 32	就労選択支援の見込量を追加した。
ページ上番号 37	障がいのある子どもの支援体制の充実について、現計画を踏まえた内容を追加した。
ページ上番号 51	移動支援の集計に誤りがあったため修正した。
ページ上番号 54 以降	資料編（用語解説、法令等障がい関連施策の動き、要綱、メンバー名簿）を追加した。